

国等におけるグリーン購入推進経費

76百万円(34百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

平成17年4月28日に閣議で決定された「京都議定書目標達成計画」において、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率優先的調達を行うとしており、また、同法において、国の責務として、環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずることとされている。これらに基づき次の施策を行う。

ライフサイクルアセスメント(LCA)手法を用いて、特定調達品目中のうち著しく温室効果ガス増加に影響を与えているものについて、本年度に引き続き調査し、重点改善を検討する品目を定め、当該品目の排出の増加要因を分析し、排出抑制のための適正な基準を設定、強化する。来年度より本格運用予定の商品環境情報提供システムについて、維持管理を行うとともに、システムの利用を通じてより環境負荷の低減された商品が選択してもらえよう、事業者から提供された商品の環境情報についてLCA手法を用いた評価を行い、情報提供を行う。本年度作成予定のグリーン購入推進のためのマニュアルについて小規模自治体での有効性の検証を行い、ガイドラインにまとめる。

2. 事業計画

(平成19年度)

重点検討品目としてLCAベースでの基準強化(10品目)

品目の追加、要件変更について整理・拡充

データベースの運用

小規模自治体での推進マニュアルの有効性検証及びマニュアルの見直し

3. 施策の効果

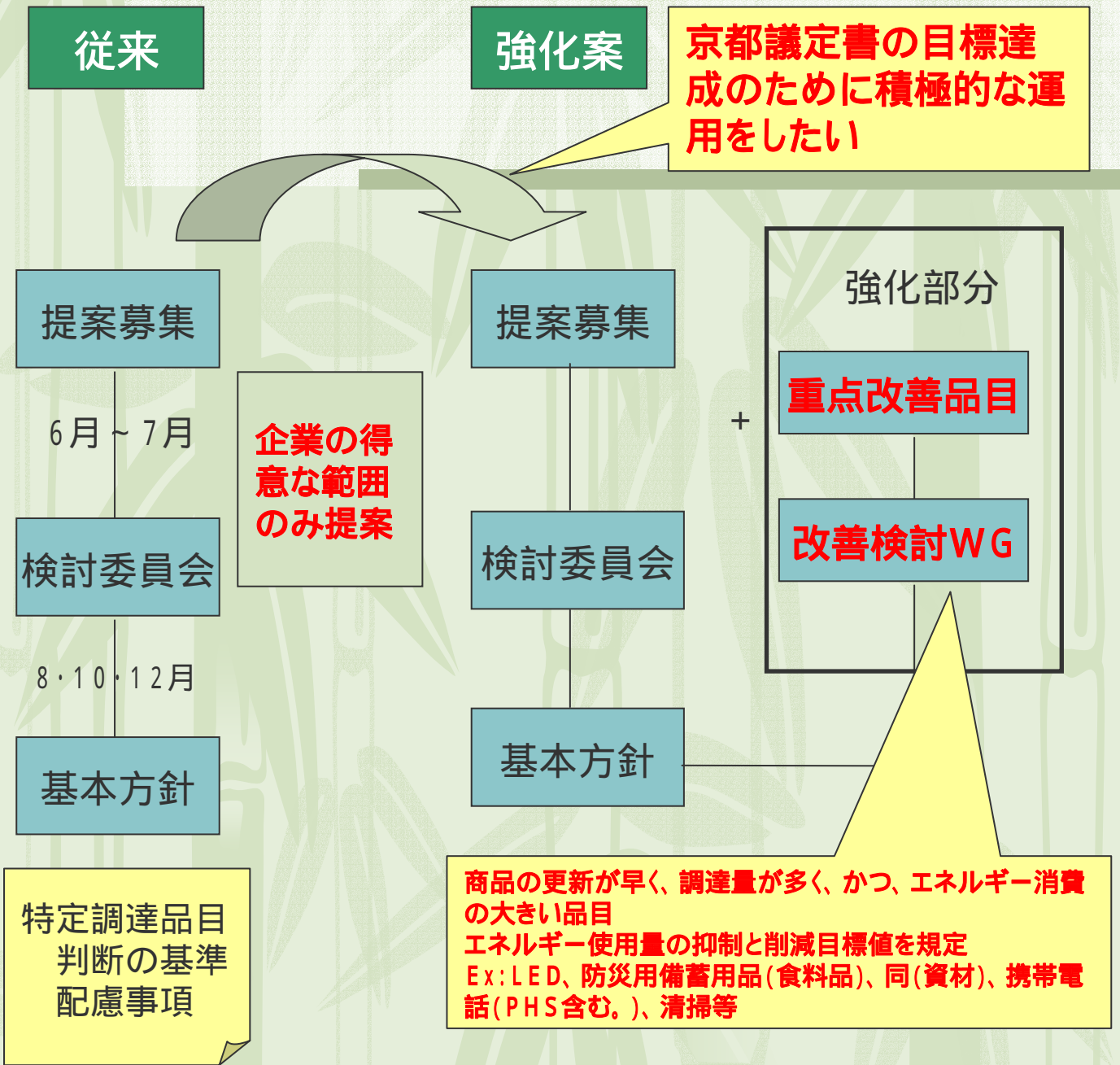
国及び消費者等の調達物品によるCO₂削減効果の促進

グリーン購入の推進の阻害要因の詳細な把握

事業者への更なるCO₂排出量の少ない製品の開発、普及促進

小規模自治体へのグリーン購入の浸透

・グリーン購入法ライフサイクルの視点の強化



・地方公共団体へのグリーン購入の推進

